

次のいずれにも該当しない土地の区域（第4条第3号）

船橋市洪水・内水・土砂災害ハザードマップによる浸水想定区域

<第4条第3号イ>

政令第29条の9各号に掲げる区域（災害の防止その他の事情を考慮して支障がないと認められる区域を除く。）を含む土地の区域

<規則第5条>

条例第4条第3号イに規定する区域のうち都市計画法施行令（昭和44年政令158号）第29条の9第7号に掲げる土地の区域は、次に掲げる土地の区域とする。

（2）水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項第4号の浸水想定区域に類する土地の区域。

【理由】

溢水による災害の発生のおそれのある区域として、「船橋市洪水・内水・土砂災害ハザードマップ」の浸水想定区域を同様に開発できない土地の区域としました。

【解説】

船橋市洪水・内水・土砂災害ハザードマップが作成され、各家庭に配布、公表されています。

これは、国や県が水防法に基づき公表した対象河川の洪水浸水想定区域と船橋市が作成した内水浸水想定区域を重ねあわせて作成されたマップに土砂災害警戒区域が追加されたものです。

この洪水・内水・土砂災害ハザードマップによる浸水想定区域は、溢水区域と言えるものであり、原則開発できない土地の区域となります。